

公立大学法人大分県立看護科学大学職員給与規程

平成18年 4月 1日
規程第 27号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第27条の規定に基づき、就業規則第2条に規定する教育職員及び事務職員（以下「職員」という。）の給与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、給料及び諸手当とする。

2 給料は、給料月額及び給料の調整額とする。

3 諸手当は、次に掲げるとおりとする。

(1) 管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当

(2) 時間外勤務手当

(3) 期末手当、勤勉手当

(給料表)

第3条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その適用範囲は当該各号に定めるところによる。

(1) 教育職員給料表（別表第1） 就業規則第2条に規定する教育職員

(2) 事務職員給料表（別表第2） 就業規則第2条に規定する事務職員

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとする。

3 理事長は全ての職員の職を第1項に規定する給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付し、同項の給料表により、職員に給料を支給しなければならない。

(初任給、昇格及び昇給等の基準)

第4条 新たに職員となった者の号給は、その者の学歴、免許、資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。

2 職員を昇格させる場合は、その職務に応じ、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。

3 職員を降格させる場合は、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定する。

4 職員を給料表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職に異動させる場合の号給は、その異動後の職務に応じ、決定する。

5 職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合の号給は、その異動後の職務に応じ、決定する。

6 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

7 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

8 55歳に達した日以降直近の3月31日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。

9 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

10 職員の昇給は、予算の範囲内で行われなければならない。

(給与の支給)

第5条 給料の計算期間は、月の初日から末日までとする。

- 2 給料及び第2条第3項第1号に定める手当は、その月の月額を毎月21日に、同項第2号に定める手当はその月の分を翌月の21日に支給する。ただし、21日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下、この項及び次項において「休日」という。)、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日に支給する。
- 3 第2条第3項第3号に定める手当は、6月30日及び12月10日(以下、この項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日に支給する。

第6条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から土曜日、日曜日又は割り振られた勤務時間の振替によって勤務を要しなくなった日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給料の調整額)

第7条 理事長は、給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比べて、著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

- 2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

(管理職手当)

第8条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職を占める職員に支給することとし、管理職手当を支給する職及び管理職手当の支給月額は次の表のとおりとする。ただし、次の表に規定する職を占める職員の属する職務における最高の号給の給料月額を100分の25を超えてはならない。

職	支給月額
学部長	94,000円
研究科長	94,000円
事務局長	94,000円
統括部長	66,400円

(扶養手当)

第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
 - (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については一人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円）とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第10条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
 - (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
 - (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族のない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養

親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(地域手当)

第11条 地域手当は、当該地域における物価等を考慮して理事長が別に定める地域に在勤する者に支給する。

- 2 国家公務員、地方公共団体の公務員又はその業務が本学の業務と関連を有すると理事長が認める法人等に使用される者であった者が、引き続き本学の職員となり、前項の地域以外の地域に在勤することとなった場合において、任用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して理事長が地域手当を支給する必要があると認めるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより地域手当を支給する。
- 3 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第12条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第3号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(理事長が別に定める職員を除く。)
 - (2) 職員の所有に係る住宅(理事長が別に定めるこれに準じる住宅を含む。第4号において同じ。)に居住している職員で世帯主であるもの
 - (3) 第14条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員(次号において「単身赴任職員」という。)で、配偶者が居住するための住宅(理事長が別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの均衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの
 - (4) 単身赴任職員で、その所有に係る住宅に配偶者が居住しているもの(単身赴任職員が当該住宅に居住しているものとした場合に世帯主となるものに限る。)又はこれらのものとの均衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号又は第4号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号又は第4号に掲げる額の合計額)とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
 - ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
 - イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 3,400円
 - (3) 前項第3号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
 - (4) 前項第4号に掲げる職員 1,700円
 - 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第13条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため、自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 その者の使用する自動車等の種類、使用距離等の区分に応じ、支給単位期間につき2,000円以上55,000円以内において理事長が別に定める額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 勤務地を異にする異動に伴い、通勤の実情に変更を生じることとなった職員で理事長が別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特別急行列車を利用する場合における通勤手当 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額を運賃等相当額に含めて前項の規定により算出した額

(2) 前号に掲げる場合以外の場合における通勤手当 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に

相当する額及び前項の規定による額の合計額

- 4 前項の規定は、同項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあっては、理事長が定める期間）に係る最初の月の理事長が別に定める日に支給する。
- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合は、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。
- 8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（単身赴任手当）

- 第14条 勤務地を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務地に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額は、23,000円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。
 - 3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
 - 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（給与の減額）

- 第15条 職員が勤務しないときは、公立大学法人大分県立看護科学大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）第8条第1号に規定する祝日法による休日（勤務時間等規程第9条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間等規程第8条第2号に規定する年末年始の休日（勤務時間等規程第9条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。ただし、私傷病（通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する勤務をいう。第23条第1項において同じ。）による負傷又は疾病及び結核性疾患を除く。）のため、勤務時間等規程により休暇が与えられた場合において引き続き180日を超えるときは、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の2分の1を減額して支給する。

(時間外勤務手当)

第16条 正規の勤務時間外に勤務することを命じられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第17条 前2条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額その他理事長が別に定める手当の額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

(期末手当)

第18条 期末手当は6月1日及び12月1日(以下この条から第20条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月における第5条第3項に定める日(次条及び第20条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第22条第2項第1号の規定により解雇となり、又は死亡した職員(第23条第6項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の160を乗じて得た額(教育職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの及び事務職員給料表の適用を受ける者でその職務の級が8級以上であるもの(これらの職員のうち、理事長が別に定める職員を除く。第21条において「特定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の140を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇となり、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇となり、又は死亡した日現在)において、職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 理事長が別に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務の級等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額(理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第19条 次の各号の一に該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る

期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第43条第1項第4号及び第5号の規定により解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第22条第2項第2号及び第3号の規定により解雇となった職員
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第20条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号の一に該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づき、その者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認めるとき。
- 2 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者が、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（勤勉手当）

第21条 勤勉手当は6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月における第5条第3項に定める日に支給する。これらの基

準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第22条第2項第1号の規定により解雇となり、又は死亡した職員（理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、各職員の勤勉手当基礎額に各職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の77.5（特定幹部職員にあっては100分の97.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第18条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第21条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において第19条中「前条第1項」とあるのは「第21条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第21条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する理事長が別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ）」と読み替えるものとする。

（特定の職員についての適用除外）

第22条 第16条の規定は、第8条に規定する職にある職員には適用しない。

（休職者の給与）

- 第23条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり就業規則第13条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。
- 2 職員が結核性疾患にかかる就業規則第13条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第13条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第13条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が前各項に掲げる事由以外の事由により休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。
- 6 第2項、第3項又は前項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第18条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第22条第2項第1号の規定により解雇となり、又は死亡したときは、同項の規定により基準日の属する月における第5条第3項に定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。
- 7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、第19条中「前条第1項」とあるのは「第23条第6項」と読み替えるものとする。

(給与の支払)

第24条 給与の支払は、職員の申出により、口座振込みの方法により行うことができる。

(その他)

第25条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(給与の特例)

- 2 職員の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における給料月額、第3条及び第4条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、当該額に100の2を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする(手当の額及び勤務1時間当たりの給与額(第15条の規定を適用する場合における勤務1時間当たりの給与額を除く。)の算定の基礎となる場合を除く。)
- 3 第8条の規定により管理職手当を支給される職員の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における管理職手当の月額、同条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から、その額に100の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、地域手当の額の算定の基礎となる場合の管理職手当の月額は、同項の規定により定められる額とする。

(承継教員の給与に関する経過措置)

- 4 施行日の前日において職員の給与に関する条例(昭和32年大分県条例第39号。以下「給与条例」という。)第6条に規定する給料表の適用を受けていた職員で、公立大学法人大分県立看護科学大学及び公立大学法人大分県立芸術文化短期大学への職員の引継ぎに関する条例(平成18年大分県条例第19号)の適用を受けるものの施行日における第3条第1項に規定する給料表については、別に辞令を発せられない限り、教育職員給料表(別表第1)を適用するものとする。
- 5 前項の場合において、施行日における職務の級、号給及び昇給期間等の決定に関して必要な事項は、理事長が別に定める。
- 6 施行日の前日までに、給与条例の規定により認定されていた扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当については、施行日において、この規定により認定されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(管理職手当に関する経過措置)

- 2 給与規程附則第5項の規定により定められた「教員及び事務局長に係る平成18年3月31日と平成18年4月1日の給与月額の差額保障について」及び「公益法人等への職員派遣協定書」による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についての改正後の公立大学法人大分県立看護科学大学給与規程第8条の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同条中「職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「教員及び事務局長に係る平成18年3月31日と平成18年4月1日の給与

月額差額保障について及び公益法人等への職員派遣協定書による給料の額との合計額」とする。

- 3 改正後の管理職手当の額が経過措置基準額（この改正の施行の日の前日に管理職手当を支給されていた職員が、改正前の給与規程附則第3項の規定の適用がなかったとしたならば受けることとなる管理職手当の額をいう。以下同じ。）に達しないこととなる職員には、当該管理職手当の額のほか、当該管理職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

(1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100

(2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日 100分の75

(3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日 100分の50

(4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日 100分の25

附 則

(施行期日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第21条の規定は、平成19年12月1日から施行する。

別表第1（教育職員給料表）

職員の 区分	職務 の級	1	2	3	4
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の 職員		円	円	円	円
	1	204,600	265,400	317,000	409,100
	2	206,800	268,500	320,500	411,600
	3	209,000	271,600	324,000	414,100
	4	211,200	274,700	327,500	416,600
	5	213,300	277,800	331,100	419,200
	6	215,500	280,600	334,600	421,700
	7	217,700	283,400	338,100	424,200
	8	219,900	286,100	341,600	426,700
	9	222,200	288,900	345,200	429,000
	10	224,600	291,800	348,500	431,500
	11	227,000	294,700	351,800	434,000
	12	229,400	297,600	355,100	436,500
	13	231,700	300,400	358,400	438,800
	14	234,100	303,000	361,000	441,200
	15	236,500	305,600	363,600	443,600
	16	238,900	308,200	366,200	446,000
	17	241,100	310,700	368,900	448,500
	18	244,200	313,500	371,200	450,900
	19	247,300	316,300	373,500	453,300
20	250,400	319,100	375,800	455,700	

21	253,500	321,700	378,000	458,200
22	256,600	324,500	380,100	460,600
23	259,700	327,300	382,200	463,000
24	262,800	330,100	384,300	465,400
25	265,800	332,700	386,300	467,900
26	268,800	335,200	388,200	470,300
27	271,800	337,700	390,100	472,700
28	274,800	340,200	392,000	475,100
29	277,800	342,600	394,000	477,500
30	280,500	344,800	395,800	479,900
31	283,200	347,000	397,600	482,300
32	285,900	349,200	399,400	484,700
33	288,700	351,500	401,300	487,100
34	291,600	353,800	403,100	489,400
35	294,500	356,100	404,900	491,700
36	297,400	358,400	406,700	494,000
37	300,300	360,500	408,300	496,300
38	302,600	362,600	410,000	498,300
39	304,900	364,700	411,700	500,300
40	307,200	366,800	413,400	502,300
41	309,400	368,800	415,100	504,400
42	310,600	370,700	416,800	506,300
43	311,800	372,600	418,500	508,200
44	313,000	374,500	420,200	510,100
45	314,100	376,500	421,700	512,100
46	315,300	378,300	423,300	514,000
47	316,500	380,100	424,900	515,900
48	317,700	381,900	426,500	517,800
49	318,700	383,800	428,100	519,800
50	319,800	385,600	429,400	521,700
51	320,900	387,400	430,700	523,600
52	322,000	389,200	432,000	525,500
53	323,200	390,800	433,200	527,500
54	324,300	392,400	434,300	529,200
55	325,400	394,000	435,400	530,900
56	326,500	395,600	436,500	532,600
57	327,600	397,000	437,700	534,400
58	328,700	398,500	438,800	535,700
59	329,800	400,000	439,900	537,000
60	330,900	401,500	441,000	538,300
61	332,000	402,900	442,100	539,600
62	333,100	404,400	443,200	540,600
63	334,200	405,900	444,300	541,600
64	335,300	407,400	445,400	542,600
65	336,300	408,800	446,400	543,400

66	337,400	410,000	447,400	544,300
67	338,500	411,200	448,400	545,200
68	339,600	412,400	449,400	546,100
69	340,600	413,600	450,500	547,000
70	341,700	414,600	451,500	547,900
71	342,800	415,600	452,500	548,800
72	343,900	416,600	453,500	549,700
73	344,800	417,600	454,600	550,600
74	345,800	418,500	455,600	551,500
75	346,800	419,400	456,600	552,400
76	347,800	420,300	457,600	553,300
77	348,900	421,000	458,600	554,200
78	349,900	421,600	459,300	
79	350,900	422,200	460,000	
80	351,900	422,800	460,700	
81	352,900	423,400	461,500	
82	353,900	424,000	462,200	
83	354,900	424,600	462,900	
84	355,900	425,200	463,600	
85	356,800	425,700	464,100	
86	357,500	426,300	464,800	
87	358,200	426,900	465,500	
88	358,900	427,500	466,200	
89	359,700	428,000	466,700	
90	360,300	428,600		
91	360,900	429,200		
92	361,500	429,800		
93	362,100	430,200		
94	362,600	430,700		
95	363,100	431,200		
96	363,600	431,700		
97	364,200	432,300		
98	364,700	432,800		
99	365,200	433,300		
100	365,700	433,800		
101	366,300	434,400		
102	366,800	434,900		
103	367,300	435,400		
104	367,800	435,900		
105	368,400	436,500		
106	368,900			
107	369,400			
108	369,900			
109	370,500			
110	371,000			

	111	371,500			
	112	372,000			
	113	372,600			
	114	373,100			
	115	373,600			
	116	374,100			
	117	374,600			
	118	375,100			
	119	375,600			
	120	376,100			
	121	376,600			
	122	377,100			
	123	377,600			
	124	378,100			
	125	378,600			
	126	379,100			
	127	379,600			
	128	380,100			
	129	380,600			
再任用 職員		287,200	299,500	322,500	409,100

別表第2（事務職員給料表）

職員 の区	職務 の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員			円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800	468,700	534,200
	2	136,700	187,600	224,800	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300	471,800	537,400
	3	137,900	189,400	226,700	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800	474,900	540,600
	4	139,000	191,200	228,500	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300	478,000	543,800
	5	140,100	192,800	230,200	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600	481,100	547,000
	6	141,200	194,600	232,100	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000	484,200	549,500
	7	142,300	196,400	234,000	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400	487,300	552,000
	8	143,400	198,200	235,800	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800	490,400	554,500
	9	144,500	200,000	237,700	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100	493,400	557,000
	10	145,900	201,800	239,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400	496,500	558,900
	11	147,200	203,600	241,500	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700	499,600	560,800
	12	148,500	205,400	243,400	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000	502,700	562,700
	13	149,800	207,000	245,300	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200	505,700	564,500
14	151,300	208,900	247,200	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200	508,100	566,000	

15	152,800	210,800	249,000	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200	510,500	567,500
16	154,400	212,700	250,800	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200	512,900	569,000
17	155,700	214,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200	515,400	570,500
18	157,200	216,500	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000	516,900	571,700
19	158,700	218,400	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800	518,400	572,900
20	160,200	220,300	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600	519,900	574,100
21	161,600	222,000	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400	521,200	575,300
22	164,300	223,900	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900	522,700	
23	166,900	225,800	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400	524,200	
24	169,500	227,700	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900	525,700	
25	172,200	229,500	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400	527,000	
26	173,900	231,300	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800	528,200	
27	175,600	233,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200	529,400	
28	177,300	234,900	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600	530,600	
29	178,800	236,500	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800	531,800	
30	180,600	238,000	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600	532,700	
31	182,400	239,500	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400	533,600	
32	184,200	241,000	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200	534,500	
33	185,800	242,500	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000	535,400	
34	187,300	244,000	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800	536,300	
35	188,800	245,500	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600	537,200	
36	190,300	247,100	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400	538,100	
37	191,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600	476,200	539,000	
38	192,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500	477,000	539,900	
39	194,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400	477,800	540,800	
40	195,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300	478,600	541,700	
41	196,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100	479,400	542,600	
42	198,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900	480,200		
43	199,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700	481,000		
44	200,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500	481,800		
45	202,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300	482,600		
46	203,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100			
47	204,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900			
48	205,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700			
49	207,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300			
50	208,200	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800	452,100			
51	209,300	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900			
52	210,400	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700			
53	211,600	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300			
54	212,600	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700	455,100			
55	213,600	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400	455,900			
56	214,600	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100	456,700			
57	215,600	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800	457,300			
58	216,600	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500	458,100			
59	217,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200	458,900			

60	218,600	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900	459,700			
61	219,600	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500	460,300			
62	220,600	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200				
63	221,600	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900				
64	222,600	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600				
65	223,400	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100				
66	224,400	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800				
67	225,400	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500				
68	226,500	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200				
69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700				
70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400				
71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100				
72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800				
73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300				
74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	424,000				
75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	424,700				
76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	425,400				
77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	425,900				
78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200					
79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900					
80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600					
81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100					
82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800					
83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500					
84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200					
85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700					
86	240,100	296,400	345,300	386,800						
87	240,800	296,800	345,800	387,400						
88	241,500	297,200	346,300	388,000						
89	242,300	297,500	346,700	388,700						
90	242,800	297,900	347,200	389,300						
91	243,300	298,300	347,700	389,900						
92	243,800	298,700	348,200	390,500						
93	244,100	298,900	348,500	391,200						
94		299,300	349,000							
95		299,700	349,500							
96		300,100	350,000							
97		300,300	350,300							
98		300,700	350,800							
99		301,100	351,300							
100		301,500	351,800							
101		301,700	352,100							
102		302,100	352,500							
103		302,500	352,900							
104		302,900	353,300							

	105		303,100	353,800							
	106		303,500	354,200							
	107		303,900	354,600							
	108		304,300	355,000							
	109		304,500	355,500							
	110		304,900	355,900							
	111		305,300	356,300							
	112		305,700	356,700							
	113		305,900	357,200							
	114		306,300								
	115		306,700								
	116		307,100								
	117		307,300								
	118		307,600								
	119		307,900								
	120		308,200								
	121		308,600								
	122		308,900								
	123		309,200								
	124		309,500								
	125		309,900								
再任用職員		186,800	214,600	259,000	279,400	295,000	321,100	364,600	399,000	451,600	534,200